

令和7年10月3日
総務部経理課

負担付贈与の受入れについて

令和5年12月15日付で東京都と締結した「東砂七丁目第2アパートの譲与及び建設に関する基本協定書」に基づき、東京都から負担付きで財産の贈与を受け入れる。

1 物件の表示

- (1) 名称 都営東砂七丁目第2アパート
(2) 所在地 江東区東砂七丁目650番9

【位置図】



(3) 受け入れる財産

種類	種目、構造等	数量	財産台帳価格 (参考: 都)
土地	宅地	3,727.02 m ²	9億4,778万4,672円
建物	居宅 鉄筋コンクリート造5階建 (1棟)	2,673.76 m ²	1円
	雑屋建 軽量鉄骨造 自転車置場 平屋建 (5棟)	計71.28 m ²	各棟 1円
	事務所建 鉄骨造 集会所 (1棟)	48.28 m ²	1円
工作物	水槽 鉄筋コンクリート造 受水槽	1個	24万6,720円

- 2 贈与者 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 代表者 東京都知事 小池 百合子

3 贈与の条件

- (1) 江東区は、この土地を贈与契約の締結の日から起算して20年間区営住宅の敷地として使用しなければならない。
(2) 江東区は、この建物及び工作物を建て替えるものとし、建替後は、贈与契約の締結の日から起算して20年間区営住宅として使用しなければならない。

- 4 譲与契約締結 令和7年12月中旬予定